

第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務

仕様書

本仕様書は、行方市地域公共交通協議会(以下、「協議会」という。)が策定する第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務(以下、「本業務」という。)について必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務

2 業務目的

行方市では、急速に進む少子高齢化や人口減少への対応など、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通体系を構築することを目的とし、令和3年3月に「行方市地域公共交通計画」(以下、「第1次計画」という。)を策定した。本業務は、令和7年度に期間満了を迎える第1次計画に替わり、未解決の問題点・課題及び計画策定後に新たに顕在した問題点・課題に対応した「第2次行方市地域公共交通計画」(以下「本計画」という。)を策定することを目的とする。

【第1次計画及び関連計画】

行方市ホームページ (<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page014245.html>)

3 業務概要

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の枠組みを活用し、今後の行方市の地域公共交通網の形成と活性化を計画的に遂行し、持続可能な地域公共交通網の構築を目指すため、本計画を策定する。

なお、本計画は、「行方市総合戦略」に即し、「行方市都市計画マスタープラン」及び「行方市観光振興計画」等関連計画と整合を図り、総合的なまちづくりの一環として公共交通に係る事項を位置付ける計画とする。

4 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。

5 計画期間及び業務の範囲

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、業務の範囲は、行方市全域及び周辺地域とする。

6 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (7) 行方市個人情報の保護に関する条例（平成17年行方市条例第12号）

7 業務遂行基準

受注者は、本業務を遂行するにあたり、専門的知識を有し本業務を管理する責任者（以下「管理責任者」という。）をもって、秩序正しい本業務を履行させるとともに、本業務に必要な技術又は経験を有する主担当者及び担当者を配置するものとする。

8 提出書類

受注者は、本業務の着手に先立ち、速やかに次の書類を提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表

- (4) 管理責任者及び主担当者の選任届
- (5) その他本市が指示する関係書類

9 業務内容

(1) 地域特性の把握と地域公共交通の現状の更新

令和3年3月に策定した第1次計画以降に策定された上位関連計画の整理、人口及び地域公共交通の現状等の基礎データを更新する。

(2) 公共交通に関する基礎調査

ア 市民等の移動実態及び公共交通利用実態の整理・分析

RE S A S等の既存データを活用し、人の動きについて整理するとともに、その内容について分析を行う。また、交通事業者から提供される乗降実績等各種データを活用し、整理するとともに、その内容について分析を行う。

イ 交通事業者ヒアリング

行方市に關係する交通事業者（バス事業者、タクシー事業者等）及び有識者等に聞き取り調査を行い、現状の地域公共交通の問題点、地域公共交通の留意すべき点等を把握する。特に第1次計画以降の公共交通の利用状況の変化について、利用者数の変化等のデータ提供を受け状況を整理する。

ウ 住民の利用状況及びニーズ把握調査

公共交通の住民ニーズや利用状況、費用負担等についての住民意識を把握するとともに、第1次計画の事業の評価を行うため、住民を対象としたアンケート調査を実施し、必要な分析を行う。

《住民アンケート調査》

①無作為抽出した市民を対象にアンケート調査を行う。2000通を予定。

②調査実施期間：協議により決定

③回答票の集計・分析、報告書の作成

※調査票の企画・提案・用紙の調達・印刷、返信用封筒の調達・宛名印刷、調査票の封入、回答票の集計・分析、報告書の作成を含む。

※アンケートの実施方法については、WEBの活用等、受注者の工夫による変更を拒むものではない。

(3) 本計画(案)のとりまとめ

ア 第1次計画の検証

第1次計画に位置づけている施策・事業について、目標値に対する進捗状況を把握するとともに、背景にある問題点・課題を明らかにする。交通事業者や行政等の実施主体の声なども踏まえて、本計画への反映方法を検討する。

イ 地域公共交通を取り巻く課題の整理

9(1)、9(2)及び9(3)アの結果を踏まえて、運営、サービス及び運行システム面、まちづくりとの連携等の公共交通を取り巻く課題を整理する。

ウ 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

第1次計画で設定した地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針及びそれに基づく定量的な目標(数値目標・評価指標等)への対応を確認し、必要に応じて更新する。

また、公共交通サービスに加え、小中学校スクールバスや市内高校への通学、福祉輸送、病院・商業施設などの送迎サービス等を含めた地域輸送資源を総動員する取り組みを盛り込む。

エ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

第1次計画で位置付けた事業の進捗状況から課題を整理し、実施に向けた対応を検討する。その際、運転手不足等の交通事業者が置かれている状況を踏まえ、運行計画の見直しの検討、交通空白地域への対応に留意すること。

また、達成状況に応じて計画目標を達成するために行う事業を更新する。

オ 本計画(原案)のとりまとめ

アからエまでを踏まえて、本計画(原案)を作成する。

カ パブリックコメントの実施

本計画(原案)について、市民から意見を募る。

キ 計画書及び概要版の案のとりまとめ

パブリックコメントの意見を踏まえて、本計画(案)及び本計画概要(案)を作成する。

(4) 地域公共交通会議等の運営支援

本計画の内容等を協議するための協議会(地域公共交通会議や分科会)を4回開催する。協議会の開催にあたり、以下の運営支援を行う。

- ア 会議への出席，説明等
 - イ 会議開催毎の事務局との事前協議
 - ウ 会議資料の作成
 - エ 議事録の作成
- (5) 業務に関する補足事項

国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている路線等について，地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定されている計画への記載が必要な事項に留意すること。

10 成果品

主な成果品は，次のとおりとする。

- (1) 本計画書 100部(仕様：A4版，カラー)
- (2) 本計画概要版 100部(仕様：A3版，カラー)
- (3) 成果品に関する電子記録媒体(CD-R等) 1部

※ 電子媒体のファイル形式は，マイクロソフト・オフィス2016以上のアプリケーションソフト(ワード又はエクセル等)で作成したもの，及びPDF化したものとする。

- (4) その他業務項目において作成した根拠資料等

11 納期及び納入場所

成果品の納期は，令和8年3月31日までとし，納入場所は，協議会事務局(行方市企画部事業推進課)とする。ただし，9(3)オの第2次行方市地域公共交通計画の原案は，令和7年12月5日までに納入するものとする。

12 成果品の検査

受注者は，本業務が完了したときは，成果品及び業務完了届を提出し，管理責任者の立会いにより，業務完了検査を受けるものとする。

13 委託料の支払い

受注者は，上記の検査に合格したときは，業務委託料の支払を請求することができる。支

払いは、完了後一括払いとする。

14 機密保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容等一切の事項について、いかなる場合も第三者に漏洩してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、成果品(本業務の履行過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧、複写及び譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 本業務の履行にあたっては、発注者の情報資産の安全性を確保するものとし、特に個人情報情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとする。

15 損害賠償

受注者は、本業務の履行中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに協議会に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受託者の責任において一切を処理するものとする。

16 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权はすべて協議会に帰属するものとする。受注者は、本業務の成果品を協議会の了承を得ずに貸与、公表、使用してはならない。

17 瑕疵責任

納品後、成果品に過失は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は、協議会の指示に従い、関連する項目を再検査し、受注者の負担において必要な処置(不良個所の修正や補足等)を行うものとする。

18 疑義について

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、協議会と受注者が協議のうえこれを定める。